

平成24年12月18日

文化庁長官 近藤 誠 一 殿

一般社団法人 日本楽譜出版協会
会長 佐々木 隆 一

楽譜出版者への「著作隣接権」付与に関する要望書

当協会は、楽譜出版者への権利付与について以下の通り要望いたします。
私ども、日本楽譜出版協会は、楽譜出版事業を営む主要出版者28社からなる団体です。

記

1. 楽譜出版者が、今後とも音楽著作物等の公衆への伝達者として、その役割を果たしていくためには、楽譜出版者に固有の権利として著作隣接権を創設し、保護することが必要であると考えます。

【要望の趣旨】

楽譜出版者は、これまで音楽著作物等の公衆への伝達と普及に努め、楽譜出版の多様性の確保等により、音楽文化の所産としての重要な役割を果たしてきました。

さらには、著作権者（作詞者・作曲者・権利出版者等）や楽譜出版者のみならず、発行された楽譜は、楽譜・音楽書等の専門卸会社、そのほかの取次会社、楽器店等の流通などにも関わり、日本の音楽産業の原点ともいえる楽譜の出版に寄与してきました。

しかしながら、近年デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の普及とともに楽譜の電子化、デジタル配信等、発行された音楽著作物（主として楽譜）の二次的利用が普遍化し、その普及に伴って、楽譜の海賊版や無断コピーが一層助長されるなどの状況となりました。楽譜出版者が今後もその役割を果たしていくためには、現行の法制度では対応が困難であるため、レコード製作者等のように楽譜出版者に固有の権利として、著作隣接権を付与されることが必須であると考えます。

楽譜は音楽を演奏、上演する上で欠かすことのできない大切なマテリアルであり、楽譜出版は全ての音楽産業の母体となるものです。

音楽の演奏は、この楽譜によってはじめて可能となり、レコード製作者、実演家、放送事業者及び有線放送事業者等の多様な活動はここから生まれます。演奏や実演に関するこれらの事業者が、著作隣接権によってそれぞれ保護されている一方で、その演奏、上演等に不可欠な楽譜を出版する楽譜出版者には、固有の権利が認められていないという矛盾が生じているのも事実です。特にクラシック音楽に関しては、著作権の保護期間が経過した著作物を掲載した出版物の割合が、通常の出版物に比べて多いのが実情で、これらには出版権を設定することもできません。

近年、複写機器の飛躍的な発達、普及に伴い、音楽の原点にある楽譜の無断コピーが巷に蔓延していることは、音楽を創作する著作者（作詞者・作曲者）及びその楽譜を発行する楽譜出版者

の双方にとって大変深刻な問題となっていますが、私ども日本楽譜出版協会は、2004年（平成16年）9月、日本音楽作家団体協議会、日本音楽著作権協会と連携し「楽譜コピー問題協議会」を設立し、爾来発行された楽譜が無断でコピーされないよう、さまざまな啓発活動を継続的に行っています。

以上のことを鑑みれば、楽譜出版者に著作隣接権が付与されることにより、楽譜出版の更なる多様性が確保されるとともに、楽譜出版事業の安定的な活動、維持、継続により、著作者の創作基盤も安定し、創作意欲も増進されて、楽譜出版コンテンツの新たなビジネスモデルの確立にも繋がり、ひいては日本の音楽文化の発展に大いに寄与することが出来るものと考えます。

2. 楽譜出版者*に付与される著作隣接権の内容は、従来の印刷等により複製する複製権のほか、著作物のデジタル化、ネットワーク化時代に即した送信可能化権等、レコード製作者に付与されている権利と同様に、流通形態に添ったものでなければなりません。

*楽譜出版者とは、楽譜を出版物として収斂し、頒布することを目的としてその発意と責任において音楽著作物（楽譜等）を最初に原版に固定し、発行した者で、その権利の種類は以下のものについて付与されるべきと考えます。

【楽譜出版者に付与されるべき権利の内容】

1. 権利の種類：許諾権
2. 保護の対象：出版物（楽譜等）を印刷物あるいは電磁的記録として出版するために必要な形態に編集した出版物原版
3. 権利の帰属：出版物（楽譜等）を自己の名において出版した者
4. 保護の始期：当該出版物（楽譜等）が最初に発行されたとき
5. 保護期間：現行の著作隣接権に準じる
6. 権利の範囲：
 - (1) 複製権＝紙の楽譜、電子楽譜の版面を複製する権利
*楽譜の違法コピーや違法スキャンに対抗することが出来る。
 - (2) 譲渡権＝発行された楽譜を取次会社・楽器店等を通じて販売することなどにより公衆に提供する権利（商品の受け渡しの際に働く権利）
*海賊版を仕入れて販売する業者等に対抗することが出来る。
 - (3) 送信可能化権＝楽譜をインターネット上で配信する権利
（楽譜出版者が利用者のリクエストに従ってインターネット等を通じて送信できる状態にする権利）
*インターネット上の違法配信に対抗することが出来る。
 - (4) 貸与権＝楽譜を有償で貸し出す権利
（楽譜出版者が楽譜の原版を複製して作成した商業用の楽譜を貸与することによって公衆に提供する権利）
*無許諾の楽譜貸与に対抗することが出来る

以上の楽譜出版者への著作隣接権の付与は、楽譜出版事業の基盤の安定と、活動の維持、継続に資するのみならず、著作権法によって保護されている著作権者（作詞者・作曲者・権利出版者等）の権利や、その行使を決して阻害するものではなく、結果として著作権者の権利と利益を擁護することにもなるものと確信いたします。

なお、このことにつきましては、以下のとおり音楽の著作者・著作権関係4団体からの賛意も得ていることを申し添えます。

以上

私たちは、一般社団法人日本楽譜出版協会の「楽譜出版者への『著作隣接権』付与に関する要望書」の趣旨に賛同し、楽譜出版者への著作隣接権付与に賛成いたします。

日本音楽作家団体協議会
会長 志賀大介

一般社団法人 日本音楽出版社協会
会長 谷口元

一般社団法人 日本音楽著作権協会
理事長 菅原瑞夫

楽譜コピー問題協議会
代表幹事 小森昭宏